

臨床検査に関するお知らせ

株式会社セントラル医学検査研究所／No. 2008-R14

先生各位

平成20年4月

A-08-14

「薬剤によるリンパ球幼若化試験(LST)」 規制薬剤の取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記検査につきましては、麻薬及び向精神薬取締法（第二十四条及び第五十条の十六）、覚せい剤取締法（第十四条及び第十五条）に定められる規制薬剤を「薬剤によるリンパ球幼若化試験（LST）」のご依頼時に添付薬剤としてお受けすることが出来ませんのでご了承下さい。

これらの薬剤は麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等の規定によって厳格な譲渡規制が為されており、弊社（受託臨床検査会社）に規制薬剤を“譲渡”することは法令に抵触いたしますのでご注意願います。

大方には既にご高承のところと存じますが、LSTのご依頼時に規制薬剤があるか否かご確認を賜れば幸甚と存じます。

何卒ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

※対象となる薬剤については、独立行政法人 医療品医療機器総合機構のホームページにて検索(確認)下さい。
(http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html)

【参考】

麻薬、向精神薬については東京都福祉保健局健康安全室薬務課のホームページをご参照下さい。

(<http://www.fukusihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/phmayaku/index.html>)

(<http://www.fukusihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/hokou/index.html>)

裏面をご参照下さい。

薬剤によるリンパ球幼若化試験（LST）

受託についてのお願い

LST 検査をご出検いただく際には、弊社といたしましては法令遵守の観点から、検査ご依頼薬物の中に規制を受けている薬物（麻薬、向精神薬、覚せい剤）が含まれていないことをご確認後、ご署名をいただくこととさせていただきます。

誠に恐れ入りますが検査依頼書（従来通り必要事項を記載願います）、検体、検査対象薬物を同梱の上、LST 検査搬送袋（営業、または集配担当者がお持ちします。）表面シール所定欄に、日付、薬剤名（商品名）、ご提出医のご署名をいただき検査をご出検いただきますようお願い申し上げます。

万が一、ご署名をいただいていない場合は、お受け取りできませんのでご了承願います。

お客様におかれましては大変ご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、規制薬剤を弊社が受領した場合、お客様ご自身にもご迷惑をお掛けしますのでご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。